

電子情報通信学会 ディペンダブルコンピューティング研究専門委員会 表彰規定

2014年6月20日 研究専門委員会承認

第1章 総則

第1条 この規定は電子情報通信学会、定款第6条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、ディペンダブルコンピューティング研究専門委員会が行う表彰について定める。

第2条 表彰の種類は研究会最優秀講演賞、および研究会優秀若手講演賞とする。

第2章 研究会最優秀講演賞

第3条 1. 研究会最優秀講演賞は、毎年6月1日より翌年5月31日までに開催された本研究会が主催する第1種研究会において一般講演を行った者のうち、特に優秀な講演を行った者を表彰する。

2. 表彰件数は1件とする。

3. 賞状を授与し、副賞として1件につき1万円を添える。

4. 受賞対象者は表彰時に本会の会員とする。

第3章 研究会若手優秀講演賞

第4条 1. 研究会若手優秀講演賞は、毎年6月1日より翌年5月31日までに開催された本研究会が主催する第1種研究会において一般講演を行った者のうち、開催期間最終日である5月31日において33歳未満の、特に優秀な講演を行った者を表彰する。

2. 表彰件数は当該年度の関連する総講演件数の5%を上限に、専門委員会で決定する。

3. 賞状を授与し、副賞として1件につき5千円を添える。

4. 受賞対象者は表彰時に本会の会員とする。

第4章 選考方法

第5条 表彰選考は以下に定めるところにする。

1. 表彰対象の講演の座長および専門委員および有識者に投票用紙を配布し、研究会の最後に採点結果を記載した投票用紙により一次投票を行う。

2. 原則として、1件の講演につき、4名以上の投票を必要とする。

3. 専門委員長は、一次投票の結果から、講演件数の15%程度の平均点が高得点の講演をメールにより専門委員に公示する。専門委員長を除く各専門委員は、公示された講演の中から予定表彰件数分の講演に対して、メールにより二次投票を行う。

4. 投票については専門委員長が管理し、投票期間を定めて集計を行い、得票数の多い講演を表彰する。得票数が同数の講演がある場合は、専門委員長がその順位を決定する。

5. 専門委員長は、受賞者が決定したら速やかに専門委員および本人に選考理由を添

えて通知する。

付則

1. 本規定の改定は研究専門委員会の承認を得るものとする。
2. 本規定および受賞者および総講演件数はディペンダブルコンピューティング研究専門委員会の Web サイトで公開するものとする。
3. 本表彰規定は平成 25 年 6 月研究会より施行する。ただし、平成 25 年度の表彰選考は、技報の内容のみで選考する。

以上